感染症について

保存版

以下の感染症は、医師の意見書、および保護者の登園届が必要です。

◆ 医師が記入した『意見書』が必要な感染症(学校保健安全法に準ずる出席停止の病気) 出席停止の日数の数え方については、発症した日を0日目として、その翌日から第1日目、2日目と数えます。

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
咽頭結膜炎(プール熱) ※アデノウィルスによるもの	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹出現の7日前から後7日観間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺膨張後4日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が 発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態 が良好であること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状 が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週 間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間 の適正な抗菌性物質製剤による治療が 終了するまで(医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症 (O—157、O—26、O—111等)		症状が治まり、かつ抗菌薬による 治療が終了し 48 時間をあけて連続 2 回 の検便によって、いずれも菌陰性が確認 されたもの
結核		医師により感染の恐れがないと認めるま で
急性出血性結膜炎	ウィルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるま で
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるま で

『意見書は』医療機関によっては、費用がかかる場合があります。ご了承ください。

- ※インフルエンザ・新型コロナウイルスと診断された場合は、別紙の「インフルエンザ・新型コロナウイルス経過報告書」 に保護者が記入し、提出してください。
- ◆医師の診断を受け、保護者が記入する『登園届』が必要な感染症

『登園届』は医師に集団生活をしている旨を伝え、いつごろ登園していいのか確認の上、提出してください。

病名	感染しやすい時期	登園のめやす
流行性嘔吐下痢症 ノロ・ロタなどのウィルス性胃腸炎 (急性胃腸炎・胃腸炎を含む)	症状のある間と症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウィルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食 事がとれること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始 後数日間	抗菌薬内服後 24~48 時間経過している こと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始 後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること (医師の指示に従う)
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数 日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がな く、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身の状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウィルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がな く、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し期限が良く全身状態が良いこと

令和5年5月8日改定